

加給年金について

相談内容

会社員です。65歳未満の配偶者などのいる厚生年金受給者は加給年金が受給できると聞いたのですが、どのようなものでしょうか。

対応

相談を受けた山口行政監視行政相談センターでは、加給年金の概要を説明し、詳しくは年金事務所に問い合わせるよう案内しました。

山口行政監視行政相談センターから

加給年金制度とは、老齢厚生年金・障害厚生年金の受給権者に、一定の要件を満たす配偶者などがいる場合に、年金受給額に加給年金額が加算されるものです。

老齢厚生年金の場合は、受給権者の厚生年金保険の被保険者期間が20年以上あり、受給権取得時に生計を維持している65歳未満の配偶者や18歳になった年度の3月31日までの間にある子（障害1級・2級の子の場合は20歳未満）がいることが必要です。65歳到達後、被保険者期間が20年以上となった場合は、在職改定時、退職改定時（または70歳到達時）に加算されます。

障害厚生年金の場合は、受給権者が障害等級1級または2級であり、生計を維持している65歳未満の配偶者がいることが必要です。生計を維持している18歳になった年度の3月31日までの間にある子がいる場合は、障害基礎年金に加算されます。

なお、支給要件にある「生計を維持している」とは、生計を同じくしていること、配偶者や子の前年の収入が年850万円未満（または所得が655万5千円未満）であることの両方を満たす場合をいいます。

加給年金額は、配偶者や第1子・第2子は年22万8700円で、第3子からは年7万6200円です。

また、老齢厚生年金の場合は、夫婦ともに老齢基礎年金が支給されるまでの間の年金水準を確保するものとして、配偶者の加給年金額に特別加算があり、受給権者の生年月日に応じて、配偶者の加給年金額に年3万3800円から年16万8800円が加算されます。昭和18年4月2日以後に生まれた人では、年間で、加給年金額22万8700円と特別加算16万8800円の計39万7500円が加算されます。

加給年金額の加算は、加算対象の配偶者が、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上の老齢厚生年金等を受給できる場合は、支給停止されます。また、年齢制限に該当しなくなった場合のほか、離婚、死亡等により生計を維持されなくなったときは加算は終了します。

なお、加給年金額の加算または停止については、届け出が必要となる場合があります。特に停止手続きが遅れると年金過払いとなり、後日返還することになりますので、注意してください。詳細や不明な点は、年金ダイヤル（0570・05・1165）や年金事務所にお問い合わせください。

（令和6年2月28日 山口新聞に掲載）